

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第21回 議事録

1 日時：平成19年8月1日（水）17：00～17：40

2 場所：霞ヶ関東京會館

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、園田愛一郎、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、土井美和子、所眞 理雄、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴（以上25名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、野中 康行（株式会社東芝）、藤原まり子（株式会社博報堂生活総合研究所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、河内官房審議官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会第21回会合を開催させていただきます。委員の皆様、お忙しいところをお集まりくださいまして、大変ありがとうございます。

本日ご欠席された委員、出席していただいているオブザーバーに関しましては、いつものように席上に配付させていただきました資料に記しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

本日は、前回までの皆様のご指摘を踏まえまして、事務局において作成いただきました中間答申案についての意見交換をしていただきます。まずは事務局からご説明いただき、その後、私からも説明をさせていただいて、それから意見交換に入ります。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認、説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ流通促進室長】 今日は資料が大部になっておりますが、資料1が中間答申

案概要版でございます。資料2は幾つか束になっておりますが、今回の中間答申案本文となります。そして、資料2の後ろ参考資料を幾つかつけております。関連する諮問書、審議会の名簿、通信政策部会の名簿、本検討委員会の名簿。そして、いずれも答申本文に引用しておりますが、IP再送信方式のガイドラインの暫定版、前回、概要をご報告させていただきましたコンテンツ取引市場の形成に関する検討会報告書の本体を添付しております。参考資料は、中間答申の本文と合わせてお諮りすることになると思いますが、資料としては以上のとおりでございます。

それでは、引き続き、事務局から、今回の中間答申案の構成についてのみ、簡単にご説明させていただきます。

概要版の15ページをお開きいただけますでしょうか。前回、19日の委員会におきましては、皆様には提言部分、検討の経緯、関連する事実関係の3部の束を配らせていただきました。それぞれ中間答申の目次を見ていただきますと、ほぼそこに記載いたしました内容を、それぞれ次のとおり生かしております。まず、第1章、第2章のそれぞれ第1節が、現状と課題になっておりますが、ここに、前回お配りいたしました事実関係を盛り込んでおります。ただ、今週いろいろやりとりをさせていただいた過程で、いろいろと修正をいただきました。ありがとうございます。検討の経緯については、それぞれの第2節、検討の経緯にそれぞれ盛り込んでおります。提言部分につきましては、それぞれの第3節、提言に生かしております。前回までにそれぞれ骨子案として提出させていただいたものと、今回の中間答申本文の関係は以上のとおりでございます。

事務局からの説明は以上のとおりでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

今ご説明があったように、本日の中間答申案というのは、基本的には前回提出された中間答申案と前回委員会での議論の結果を含めて文章化した内容になっております。前回の19日から本日までの間の大変短い期間の中で、委員の皆様と個別に4回ほどやりとりをさせていただき、ご協力をいただけたことに、改めて感謝を述べたいと思います。どうもありがとうございました。

この中間答申案で留意した点について、私からご説明申し上げます。大きく分けて、全体的な編集方針、前回骨子案からの変更点、それから今後に向けて、ということになります。

編集方針ですが、本検討委員会では議論の透明性ということがずっと言われておきまして、検討経緯を重視するということと、事実関係を尊重するということに配慮してまいりましたので、今回の中間答申案の分量で3分の1ぐらいになると思いますが、可能な限り詳細な記載を以て検討経緯をフォローする内容になっております。皆様にご承知おきいただいておりますように、非常に多様なご意見を出していただいております、そのこと自体が大変重要だと思

います。運営に関しましては、毎回それぞれの立場の方に発言していただきましたので、その立場に沿った内容ということで、その時にご発言いただいたことを尊重して表現するようにいたしました。皆様には前回、前々回ともに、議論を尽くすということと、そのプロセスがオープンであるということが重要だというご指摘をいただきましたので、その部分が反映されるようにいたしました。

それから、デジタル時代のコンテンツ流通を考えるに当たり、基本的な課題ということ、キーワードとしても内容としても、それぞれのお立場からのご意見として非常に明確に出していただけたのではないかと思います。つまり、このことは今後、このテーマで議論を続けていく上で大変貴重な内容になると思いますので、基本的な課題の部分がきちんと伝わるように配慮いたしました。

事実関係を尊重するという点で、例えば技術の内容については、わかりにくい技術をきちんと表現するという点、海外での状況についても、海外の状況も単純ではなくて、複雑な状況の絡み合いの中で存在するという点もご指摘いただいたわけです。それらの現状把握を含めまして、この委員会の場でご説明いただき、議論していただきましたので、中間答申案の中ではそれらを表現して精度を上げました。

このように議論を進めるための事実関係の共通認識の場を何度かつくっていただきましたので、その場でご説明を受けたことと、それらのご説明に関しての皆様のご発言も随所いただきましたので、そのこともきちんと表現することを心がけました。

内容面につきましては、前回骨子として表現致しましたときにも、内容自体に大きな変化が必要だというご意見ではなかったと伺っておりますので、そういう意味では幾つかのマイナーチェンジのみで、重要点を再確認させていただくということです。

1番目は、3つの原則の確認で、「コンテンツへのリスペクトや、クリエイターへの適切な対価の還元」、「技術が速いスピードで進化することへの対応や、消費者の利便性の確保」、「デジタル化」という骨子どおり、答申に明記していくことで、コピーワンスとコンテンツ取引市場の提言へとつながっております。

私から7月12日にコピーワンスの改善のあり方の提言をさせていただいて以来、委員の皆様からいろいろなご指摘をいただきました。そういったご指摘とご指摘に対する考え方を情報通信政策部に報告する事を私はこの検討委員会の場で皆様にお約束しておりますので、ご指摘やご指摘に対する考え方につきましても答申に明記するという点で進めさせていただきました。つまり、この提言に関する懸念等々のご意見もきちんと入れるということです。例えば、違法行為を抑止するために今後、関係者が努力していく事項であるとか、今回の提言されたルールはデジタルテクノロジーの激しい進歩を考慮し、様子を見て、場合によってはこの場でまた議論をする機会を持つ、つまり、恒久的ではなく、暫定的な内容であるとい

ったことも記載させていただいております。

改善策のタイミング、販売された機器への対応についても、特に視聴者、利用者、消費者の視点から、今回提案した内容の実施時期や、既に購入した機器への対応に関しても記しておく必要があるというご指摘をいただいております。

今回の提言が具体化されるかどうかは、基本的には企業の経営判断であるということも事実ですが、ただし、これまでの検討経緯に鑑みまして、審議会として関係者がデジタル時代にふさわしい対応をとることへの期待を含め、その考えを盛り込むという方針で進めさせていただきました。

実施時期に関しては、本年中を含めて可能な限り早期にという表現にしており、既に販売された機器への対応に関しても、技術的な可能性の検討など、最大限の努力といった表現になっております。この辺、非常に微妙な部分ですが、今申し上げたような表現にしておりません。

7月19日にはコンテンツ取引市場に関する議論を行ない、実証実験のフォローアップや評価のご指摘をいただきましたので、この9月までに実証実験の運用ルールの策定や公表を目指すということ、それから、実験と並行して行うべきこの審議会の使命に関しても記載させていただきました。

中間答申案に関する説明は以上ですが、第4次答申に向かって議論を行う委員会として、今日は最後の機会になりますので、今後に向けて2点申し上げておきたいと思っております。

まず、21回という、大変な回数の開催について、数十時間にわたる議論に最後まで非常に熱心にご参加くださいまして、本当にありがとうございました。今回中間答申案としてまとめましたのは、皆様の非常に真摯な参加と議論の結果となります。それだけに、この審議に参加していただいた皆様のそれぞれの役割に応じた実際の行動、これからのアクションを前提として、こういう形のご報告をさせていただくということになります。今日もちょうどテーブルの辺に従って組が分かれた座席になっておりますが、それぞれの立場の方々の今後のアクションを含めたご協力を改めてお願いいたします。

2点目は、新たに「コンテンツの競争力強化に向けた法制度のあり方」という事項が諮問されましたので、その諮問事項と今回の審議の関係について申し上げます。このメンバーを一旦解散して、別の議論を新たに始めるということではなく、新たな我々の使命であると考え、今回の議論で私たちが作り上げてきた、議論を尽くしてきたという信頼や議論の内容や、そうしたことに立脚しつくられた共通の認識を尊重して、新たな事項に関する検討を進めていきたいと思っております。「今回のような」と申し上げて良いと思っておりますが、非常にフラックで、率直で透明で、それぞれの立場をお互いに尊重できる議論の体制で進めさせていただきましたので、今後もぜひ同じスタイルで継承していきたいということを改めてお願いして、

今後に関してのまとめとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。本日は第4次中間答申に関する最後の会合になります。最後の会合ということで、皆様のご意見を伺いたいと思います。今から議論をしていただきまして、その結果をもちろん踏まえ、この後の政策部会で私から諮らせていただくという運びになろうかと思っております。今日も組別で発言をお願いして参りたいと思っておりますので、まずは高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 ありがとうございます。

今、お話を伺って、この検討委員会、本日で21回目ということで、この1年間の関係者の歩み寄りの努力を振り返りながら、非常に感慨深い思いでございました。私は情報通信審議会の総会委員、政策部会委員でもございますので、そこから考えると、本当に2年半以上です。関係者の努力でこのような中間答申案がまとまったということは、職責を果たせるかなと思って安堵しているところでございます。

とりわけ、村井先生におかれましては、関係者の立場を尊重しながら、透明性高く、事実関係を踏まえて、非常にバランスのいいかじ取りをしてくださいますので、感謝申し上げます。

内容につきましては、特に補足することはないといえませんが、私ども消費者に対しては、メーカー、放送事業者も最後には非常に尊重してくださる形で、新しい地デジ時代のメリットを消費者も得られるような道筋が示されたと思います。感謝申し上げます。

この報告書には、消費者としてもこういうことをやりますということも盛り込んでいただいたことですが、今まで権利者の方と消費者団体というのはいろいろ意見交換をする場がありましたが、もし放送事業者の方かメーカーの方で、消費者と今後も対話を続けていきたいということであれば、私どももその努力は十分にしていきたいと思っております。来週の8月6日には説明会という形で、こちら消費者委員3名で消費者団体に対して働きかけを行いました結果、全国消団連という消費者団体の大もとの組織に、総務省から2名の方々にご説明に来ていただいて、地デジの説明会、意見交換をすることも早速決まったところでございます。今後ともこれで終わりではなく、地デジが無事に2011年に移行できるまで、努力していきたいと思っております。

それからもう一点、コンテンツの取引市場形成について、最後は活発な議論になり、製作主体の多様化を図るためのいろいろな試みがなされることになりました。重ねてのお願いですが、ぜひその議論もオープンにさせていただきたいと思っておりますし、前回も申し上げましたように、やってから検討という形ではなく、途中の段階で我々もその結果を見ながら、もし制度的な措置が必要なのであれば、そういうことも一緒に考えたいと思っております。

ですので、村井先生が最後におっしゃいましたが、本日は明日の報告のための最後ということで、今後も検討が続くと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 高橋委員がおっしゃられた前半部分、本当に皆様お疲れさまということと、本当に良いまとめができたのではないかと考えているということと、村井先生も本当にすばらしかったなというのは、ごく簡単に感謝を申し上げて、今回いただいた最終案に、先ほど先生からもご説明がありましたが、消費者側への配慮をより明確に加えていただいたのではないかと考えています。

前から申し上げておりますが、全国民が2011年の地上デジタルに切りかえていくに際しては、具体的にいつ、どうすればいいのかというのがどれだけ明確に伝えられるかということにかかっていると考えております。いろいろな予定の中で取り組んでいた中で、今回、新たにコピーワンスの取り扱いが変わり、新しい機器ということになりますと、そのことをどのように伝えていくのか、どういうタイミングで新しい機械が出てくるのか、そういうことに関して、消費者は新たに知らなければいけないという状態に置かれておりますので、ぜひここにいらっしゃる大勢の皆様のお力を得たいと考えています。

メーカーの方は今とても大変な対応をしておられると思いますが、ぜひできるだけ早く新しい機器、ルール作りにご努力いただいて、今テレビが壊れてしまった人たちはどうしようというふうになると思いますので、どういうふうにすればいいのか具体的にわかるように、極力早いご対応をお願いしたいと思います。

もう一つ、レガシーな機器が出るのか出ないのかということで、前半は少しそういう発言もさせていただいておりましたが、なかなかそこまで望むのは非常に難しいということを知りたくて控えておりました。わがままついでに申し上げますが、もしできることであれば、ぜひ何か手当がないのか、特に今、買って持っている人もそうですが、今から買う人、ごく最近に買う方たちとか、いろいろな方がいらっしゃいますので、とにかく検討だけはぜひ早期にやっていただいて、もしうまく実現すれば、消費者もとても喜ぶと思いますので、ご努力をもう一ランクよろしくをお願いしたいと思います。

【村井主査】 どうもありがとうございました。

河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 前のお二方がいろいろおっしゃって、私はそんなに言うこともないかなと思いましたが、先日、検討の経緯を振り返る発言の中で、放送事業者の方が、私的録画の回数が増えることによって、二次利用に支障が出るというようなご発言があったように思うんですが、そのようなことをおっしゃるということがとても残念なわけです。

私は、そんなにたくさんの方ではないんですが、録画に関して結構なハードユーザーの方

が知り合いにいたりして、メールを通じて意見交換をしておりますが、その中のお一人の意見というか、私に送ってきたメールの中には、録画をしてでも見たいと思ってもらっている今のうちに、放送ビジネスについて将来を考えておかなければ、放送事業者のビジネスというのは今後大変なことになるのではないかと。私的録画の回数云々で二次利用がとかと言っている場合ではなくて、してもらっているうちが花でしょうと。録画して見たいと思ってもらっているうちが花だということになぜ気がつかないのだろうとおっしゃっていました。私もそのとおりだなと思いました。

これから団塊の世代の引退ですとか、少子高齢化がありまして、質の高い番組がなく、テレビをつけて見たいと思わなければ、テレビが必要じゃなくなってしまうわけですから、今後、2011年に向けて、高い機器を購入してでもテレビというものが必要であると思っもらうためにも、才能のある人々が才能を競争することによって、想像力を競い合って、完成度の高い、二次利用に耐える番組というのがテレビから放送されるということが、私たちにとってとても喜ばしいことだと思っています。それを申し上げたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 まず、短期間でさまざまなご意見等を集約され、またいろいろな幾つものバージョンにわたって取りまとめてこられた事務局のご努力については敬意を表したいと思います。

その上で、繰り返しになりますが、コピーワンスの改善のやり方について、今回の答申案にまとめられた内容は、当検討委員会における最大の成果であって、これを権利者としても尊重したいと思います。権利者としても、新しい規格の機械が一刻も早く市場に回ることを期待したいと思います。

また、この結論に付随して、補償金制度との関連や海賊版に関する問題など、幾つかの懸念事項について、この検討委員会やさまざまな場を通じて、政府並びに関係者の方々に対して申し上げてきましたが、それらについても答申案の中にきちんと記載されているという点についても評価させていただきたいと思います。しかし、一方で、これらの問題というのは、答申案が出たからといって終わるものでもないわけです。ここで改めて申し上げるまでもないんですが、これらの懸念事項については、今後もその動向等について逐一注視してまいりたいと思っています。

コンテンツ市場の形成に関する問題ですが、適正な対価の還元が約束されるような新たなコンテンツビジネスの拡大を権利者はむしろ歓迎しているんだということについては、これかねてから再三申し上げているとおりです。著作権がネックになっていないことを前提とする流通促進のための試みにつきましては、前回、菊池オブザーバーからもご指摘があったと思いますが、実証実験も含めて、そのほかさまざまな角度、方法論から検討されていくべ

きものと考えております。今期における新たな諮問事項ということで3つあったと思いますが、データベースに関することと、海賊版の駆逐に関すること、より質の高いコンテンツの製作を活性化するための環境整備という3項目が諮問されたわけですが、この流れに沿って、今後も歩みをとめずに取り組んでいただけたらと思っています。

それから、感慨深いということも高橋委員から伺ったりして、一応こういった検討委員会の中での権利者の立場をもう一度申し上げておきたいと思うんですが、我々権利者は、身にかかる火の粉は払いますけれども、だからといって、やみくもに原理主義的な権利主張を行おうという趣旨でも全くありません。今回のコピーワンスの改善の検討経過においても、E P Nから一步も譲らないんだという頑強な主張があった一方で、これは高橋委員だったと思いますが、消費者は何も無制限なコピーを望んでいるわけではないんだというご発言をいただいたことをきっかけとして、COG+n回の方向へと大きく流れができてきたと考えています。このことは、一番利害が対立するであろう消費者と権利者の間で、ほかの立場を経由せずに直接の調整が生じた結果、得られた成果であるとも見ることができるわけで、このことは我々にとって非常に貴重な経験であったのではないかと考えています。

話が大きくなりますが、折しもつい先日行われました参議院選挙で、一定の大きな変革が生まれ、どちらかというところこれまでの行け行けどんどんという形から、むしろじっくりとした対話の方向へと社会全体が大きくシフトしていくようにも思えるんですね。そういう意味からも、今後こうした対立点をいろいろ解決していく上で、この検討委員会での経験というのが1つの大きなスタートポイントとなっていくことを願ってやみません。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

元橋オブザーバー、お願いいたします。

【元橋オブザーバー】 オブザーバーの分際で毎度いろいろ申し上げて、申しわけありませんでした。

複製が9回ということについては、できるだけ早くに機械が市場に出るよという皆さんからのご指摘がありましたが、私どもも思いは一緒でございますので、今後メーカーの皆さんと私ども放送事業者で、実現できるような方法を一生懸命考え、考えるだけじゃなくて、それを早期に実現していくことに汗をかきたい、メーカーの皆さんと一緒に検討していきたいと思います。

それから、これも皆さんもご指摘になっていますが、9回というところだけがクローズアップされていますが、そうではなく、村井先生から政策部会でもご報告していただいたとおり、海賊版の抑止であるとか、適正な対価も大事だということも皆さんの共通理解になったと思います。その部分については、この委員会の今後の皆さんでの真摯な検討、あるいは実



際の実行的な取り組みに対して期待しておりますし、もちろん私ども自身も、そこに積極的にかかわっていきたくと考えております。

既に報道で9回というのがいろいろなところに出ていまして、早速、私どものコールセンターにもいろいろなお問い合わせを既にいただいております。正式な中間答申の前なので、なかなかちゃんとお答えできないでおりますが、もごもごという言い方の中でも、できるだけ丁寧なお答えはしたいと思っています。明日以降はちゃんと丁寧にお答えできますが、もちろん私ども放送事業者としての対応、この問題に対する考え方というのは、極力わかりやすく丁寧にお答えしていきたいと思っています。既に対応資料なども整えておりますけれども、個別の機器に対して、先ほど長田さんからありましたレガシー問題はどのようなのか、新しい機械はどのようなのかということについてのご質問は結構多いんですが、これについては私どもではいかんともしがたいところがあるので、こういうところのお問い合わせは、きっとメーカーにもいっぱい行っているんじゃないか、これから増えるんじゃないかと思いますが、その辺は消費者の皆さんの利便性が高まるというための施策でもあるわけで、既存の消費者の方、あるいはこれからの消費者の方を敵に回さないように、ぜひご丁寧な対応をお願いしたいと思っておりますし、私どももやっていきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、関委員、お願いいたします。

【関委員】 放送側の意見としては、元橋さんが今おっしゃったことで大体尽きるのかもしれませんが、最初に高橋委員がおっしゃったように、思い起こしてみると、2004年の暮れぐらいからこの議論が始まって、ちょうどそのときに、まだ放送政策懇談会の第4ワーキングで話がスタートしたと記憶しています。2年半、本当に長い議論の末、こういう方向になったことに対して、本当に感慨深いと同時に、ここにまとめていただきました村井先生に感謝したいと思います。

ということで、この後、放送事業者としては、今日の最後の答申案にも、今年中を含めて可能な限り早期にと記されておりますが、具体的にどういう技術的な方法でやるかということは、答申の中にもございますように、無料放送と有料放送の事業者の間でどう区別するかという工夫もしていかなきゃいけないということもありますので、そちらのほうの検討を急ぎたいと思っています。

具体的に標準規格とか、技術的な仕様に関しましては、数カ月、短い期間でできると思いますが、それを実際にどう実装していくかということに関しては、まだ課題もありますので、そこら辺の対応を急ぎたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 まず2011年7月まで既に4年を切っちゃった段階で、新たなコピーワンスの緩和という方向性がまとまったことについて、大変感謝しております。あとは皆さんがおっしゃっていますように、メーカーとしては早く作れ、早く作れと、あちこちからラブコールをいただいているんですが、これからのスピード感でまず前提としますのは、技術仕様、具体的にいいますと放送運用規定でありまして、これを早く作らないと技術的な検討ができない。これを早期に作成したい。もちろんメーカーも全面的に協力いたします。いつ運用を開始するか、いわゆるXデーを早く決めていただきたい。いつから運用して、その前に技術仕様、この2つが当面の課題になりますが、先ほど関さんもおっしゃいましたけれども、放送事業者と一緒に早急に決めていきたいなと思っております。

これは新しいルールなんですね。そういう意味では、告知をある意味では最初からやり直しますし、ハードディスクに録画するということが前提となりますので、よく河村委員もおっしゃっていますように、包み隠さずファクトとして、こういうケースがこうですよ、こういうケースはこうですというような告知を消費者の皆さん、あるいはお店の皆さんにきちんと伝えなくちゃいけない。そういう意味で、啓発活動というのがこれから非常に大事になってくるんだと思っております。毎度言っていることなんですが、その啓発活動につきましても、放送事業者、あるいは消費者団体の方と一緒に、中身を教えてくださいという問い合わせが結構来ていて、まともに接すると結構時間がかかって、私も2時間ぐらいかけて説明したケースもあるんですが、そういう意味では、そういったところもどうやってこれから啓発をやっていくか。あまり時間もありませんので、スピード感を持ってやっていきたいなと。結果的に市場がまた混乱したら元も子もありませんので、そういう意味では真摯に啓発活動をやっていく。

啓発活動をやる上におきましても、答申にも書いていますが、違法行為に対する啓発も同時にメーカーとしても一緒にやっていきたいなと思っておりますので、これにつきましても、ぜひ皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 日本は、コンテンツの流通やサービスの面で、後進国に陥ってしまったと私は認識をしています。ですから、政策的には待ったなしの状況だと考えます。

こうした問題に対する課題ですとか、制度的な対応について、地財本部その他の場でも活発に議論が行われているところですが、今回、この場では民間の発意でコンテンツの取引市

場をつくってトライアルを進めるということで合意を見たわけです。前にも申し上げましたけれども、これはラストチャンスだと考えます。これがもしうまく機能しなければ、制度的な措置を考えようというような声はまた強まることは必死であろうと思うんです。ですから、民間主導での対応が正しい方向だということをぜひ実証したいと考えます。

この場合に重要なのは、それでメリットを受ける主体がきちんとこのチャンスをもものにするということではないかと思えます。特に新しいコンテンツの市場を必要としている通信業界が、資金面でも人材面でも腰の入った対応をこれに対してするかどうかは正否を左右するんじゃないかと思えます。ぜひ関係のプレーヤーがこぞってトライアルに踏み出すということとを期待する次第です。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、そのほかの方でご発言ございますか。高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 重ねての発言で恐縮でございます。

村井先生から先ほど、この委員会を継続するんだという確約をいただきまして、安心いたしました。そうしますと、これまでの中でぜひお願いしたいと思っていたことが2点ございます。いつもお願いばかりで恐縮ですが、村井先生並びに事務局にご検討いただきたいと思えます。

1点目は、コンテンツやその制作主体の多様化に向けた実証検証等を行っていくということですが、この会議は21回重ねましたが、コンテンツ製作者の方の生の声というのは、今まできちんとお聞きしてこなかったと思っております。ですので、ヒアリングなり、何らかの機会をぜひ設けていただきたいと思えます。

2点目は、海外の制度について、もう少し捕捉する必要があるのではないかと考えております。本日、発表になっていると思いますが、コンテンツ・日本ブランド専門調査会が設置されまして、私はその委員に任命されておりますが、そこではコンテンツ及び日本ブランドの振興に係る課題に関して調査検討を行っていきます。日本ブランドと考えたときに、海外は流通していて、日本はなぜかということを考える必要があります。今までの検討会の中でも米国のフィンシルールや、英国の外部調達規制というお話も伺ってきましたので、このあたりも必要に応じて、皆さんと認識を共有できたらと思っております。

以上、お願いですが、よろしく申し上げます。

【村井主査】 ありがとうございます。堀委員、どうぞ。

【堀委員】 やっとここに至って、今日で最後ということですから、せっかくなので一言お話をしたいと思えます。

これは暫定的なものである、引き続き審議は行われるということで認識しております。お

そらくここには番組制作会社というのは来ていないわけですが、どういうことが起こるか、実際のところまだだれもわからない状態で、9回プラス1回が始まるんだと思います。

我々は権利者という立場で、当初ここに座ったときは、現在もそうなのかもしれませんが、権利者の権利処理が煩雑だから物事が進まないということを言われ続けてまいりました。やっと端緒になったのか、権利者だけが悪いわけではないというような認識を持っていただけただと自負をしております。その意味では、我々がこの席に来たということには非常に意義があった。また、村井主査からも、コンテンツに対してリスペクトしてくれという提言がなされている。これも大きな成果だったと思います。

今日から始まるわけですが、三方一両損のお話というのは多分これからも続いていくんだと思います。ここで技術的なことを話したときに、メーカーの負担が猛烈に大きくなるということはなるべく避けて安価にしなければいけないだろうし、逆に放送事業者はその負担が一気に行った場合には、地方局も含めてデジタル化の投資以上の負担が増える。そうすると、実演家の負担がさらに増えていく。ギャランティーが切り下げられるとか、製作費が下がるとか、あるいは地方局が立ち行かなくなる。現在のラジオ局のような状態になってくると、元も子もなくなる。これから先のコンテンツ産業に従事するところが非常に疲弊してくるといことが起こりかねない。

ですから、今日ここにいらっしゃる皆さん、それぞれ立場は違うでしょうが、これから物事を進めていくときに、だれかを悪者にするのはやめていったほうがいいんじゃないか。逆に消費者の皆さんは、だれかが悪者だと言われたときには、その人じゃない人が悪者に違いないと思っていただくとうわりやすいんじゃないか。合意をしていくという過程では、だれかを悪者にするのは非常に簡単ではありますが、国のためにコンテンツ市場を盛り上げよう、日本の国益のためにやろうということですので、皆さんで多少の損はしても何とか前に進めるということであれば、権利者としても歓迎いたします。

権利者、権利者と申しておりますが、実際には私どもの会社ですら、たった年商150億で、ここにいらっしゃる会社の10分の1、100分の1の会社です。それが最大手と言われているわけですから、現実的には芸能プロダクションも制作会社も、その金額のさらにまた10分の1、100分の1で働いているわけでありませう。現実的に、数年前600人の応募者があった番組制作会社には6人しか来ない。そのうちの4人は辞退するという事態が始まっています。ですから、過去素材はともかく、未来の素材について希望が持てる状態では実はないんだと。それについて、録画補償金も含めて、権利者あるいはクリエイターに対しての対価を申し上げているわけで、現状のままコンテンツの流通市場ができたとしても、この状態が変わらなければ、我々事業者も実演家も製作者も、今よりもさらに苦しくなるということに変わりないわけでありませう。そういう零細企業、こういう場所に呼ばれない人たち

が大半だということをぜひお考えいただき、これからの議論を続けていただければとお願いをさせていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、ご意見ございますか。

それでは、お預かりした時間がまいりましたので最後に一言申し上げたいと思います。今回の提言に関して、いろいろなご意見を感想のようなことも含めていただきました。大変貴重なご意見を、今日も発言していただいたと思いますし、ご指摘いただいた、皆様がこういう席に着いて議論をしていただいたということの貴重さとその価値について、私としても大変重く受けとめた上で、本日、提出させていただいた中間答申案を当委員会の審議の取りまとめとして、私から情報通信政策部会に諮らせていただきたいと思います。

高橋委員、堀委員からご指摘いただいたような製作者の生の意見であるとか、中村委員からのコンテンツに関する日本の状況、国際競争力の問題、かなり緊張感のある状況ではないかというようなご発言もありましたので、そういったことも含めまして、これからの新しい諮問に関する審議に移っていきたいと思います。新しいテーマに関する議論も、引き続きよろしく願いたいと思います。

それでは、事務局から何かございますか。

【小笠原コンテンツ流通促進室長】 一端区切りがついて、早速で恐縮ですが、第22回につきましては、8月下旬、おそらく8月22日の午前中で調整させていただきたいと思っております。正式な場所と時間は別途差し上げることとなりますが、よろしく願います。

【村井主査】 答申案まで、大変長い時間議論をさせていただきました。重ね重ね心から感謝申し上げます。本日の案をもちまして、政策部会へ諮らせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。これで、今日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。

以上